



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*1163 平成17年和歌山県告示第905号 (国民保護法による指定地方公共機関の指定) の一部改正	(危機管理課)..... 1
正	
*1164 昭和37年和歌山県告示第671号 (指定地方公共機関の指定) の一部改正	(")..... 1
1165 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 1
1166 救急病院の認定	(医務課)..... 2
1167 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 2
1168 保安林予定森林	(森林整備課)..... 3
1169 特定第2号漁業者の同意	(水産振興課)..... 3

○ 海区漁業調整委員会指示

3 イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止 3
-------------------------	---------

○ 監査公表

監査公表第18号 5
監査公表第19号 7

告 示

和歌山県告示第1163号

平成17年和歌山県告示第905号 (国民保護法による指定地方公共機関の指定) の一部を次のように改正する。

平成22年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「、和歌山県道路公社」を削る。

和歌山県告示第1164号

昭和37年和歌山県告示第671号 (指定地方公共機関の指定) の一部を次のように改正する。

平成22年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「和歌山県土地開発公社 和歌山県道路公社」を「和歌山県土地開発公社」に改める。

和歌山県告示第1165号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年2月7日まで縦覧に供する。

平成22年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成22年12月7日

2 名称

特定非営利活動法人魅来づくりわかやま

3 代表者の氏名

朝本紀夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3363番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は、すさみ町の潜在能力を分析し、地域の財を活用し、併せて、地域全体の運営力を向上させ、地域が主体的に相乗効果の高い、複数の取組を戦略的また、効果的に実施し、もって地域の自立及び発展を図ることを目的とし、さらに、まちづくり及び地域経済活動においても広域化が求められており、広域による地域力及び観光力アップを図ることを目的とする。

和歌山県告示第1166号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 医療法人研医会 田辺中央病院

2 所在地 田辺市南新町147

3 有効期限 平成26年1月31日

和歌山県告示第1167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）松源和歌山インター店

和歌山市田屋字南大人神102-1番 他

2 意見の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を順守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

(3) 緑の基本計画に基づき駐車場の周囲等の緑化を推進し、周辺環境に配慮してください。

また、駐車場内での歩車分離に努めてください。

(4) 出店に際しては地域雇用にも努められ、また地域振興に貢献されるようにご協力をお願いします。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年12月21日から平成23年1月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1168号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字芦谷口1773の163（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1169号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成22年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
堺一本釣	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町堺	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
富田・椿一本釣	和歌山南漁業協同組合の地区のうち西牟婁郡白浜町富田及び椿	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

平成22年12月21日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

1 指示する内容

2の期間内は、(1)に掲げる区域内にあってはイサキを、(2)に掲げる区域内にあってはすべての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

御坊市名田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度50.122分 東経135度09.918分
イ 北緯33度50.123分 東経135度10.064分
ウ 北緯33度49.980分 東経135度10.066分
エ 北緯33度49.979分 東経135度09.919分

印南町印南沖

(世界測地系)

ア 北緯33度48.332分 東経135度12.931分
イ 北緯33度48.272分 東経135度13.086分
ウ 北緯33度48.161分 東経135度13.025分
エ 北緯33度48.221分 東経135度12.870分

印南町島田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度46.725分 東経135度15.025分
イ 北緯33度46.602分 東経135度15.026分
ウ 北緯33度46.602分 東経135度14.879分
エ 北緯33度46.724分 東経135度14.878分

(2) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

御坊市名田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度50.079分 東経135度09.970分
イ 北緯33度50.080分 東経135度10.013分
ウ 北緯33度50.023分 東経135度10.014分
エ 北緯33度50.023分 東経135度09.971分

印南町印南沖

(世界測地系)

ア 北緯33度48.275分 東経135度12.957分
イ 北緯33度48.251分 東経135度13.017分
ウ 北緯33度48.219分 東経135度12.999分
エ 北緯33度48.243分 東経135度12.938分

印南町島田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度46.681分 東経135度14.973分
イ 北緯33度46.645分 東経135度14.974分
ウ 北緯33度46.645分 東経135度14.931分
エ 北緯33度46.681分 東経135度14.930分

田辺市目良沖

(世界測地系)

ア 北緯33度43.691分 東経135度20.640分
イ 北緯33度43.635分 東経135度20.754分
ウ 北緯33度43.712分 東経135度20.808分
エ 北緯33度43.768分 東経135度20.695分

白浜町瀬戸沖

(世界測地系)

ア 北緯33度41.036分 東経135度19.842分

イ 北緯33度40.938分 東経135度19.928分

ウ 北緯33度41.023分 東経135度20.066分

エ 北緯33度41.121分 東経135度19.980分

2 指示する期間

平成23年1月1日から平成24年12月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成22年10月12日及び同月15日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年12月21日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
那賀振興局	平成22年10月12日
紀北県税事務所	〃
仙溪学園	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県岩出警察署	〃
和歌山県立貴志川高等学校	平成22年10月15日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

那賀振興局地域振興部

決裁手続なしに物品の発注事務を集中調達機関の長に依頼した事例があった。

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

(ア) 過年度分の未登記処理について、平成21年度は、70筆の未登記が解消したが、平成21年度末でなお46筆が未登記となっているので、引き続き「登記事務促進対策事業」の推進に努められたい。

(イ) 那賀総合庁舎1階ロビーに公衆電話が設置されているが、行政財産の使用許可手続がなされていないので適正に処理されたい。

(ウ) 古紙等の売却代金について、速やかに歳入に組み入れる会計事務処理が行われておらず、平成21年度に過去2年間の売却代金を一括して収入調定した事例があったので適正に処理されたい。

イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成21年度末で約726万円となっており、前年度末に比し約66万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成21年度末で約544万円となっており、前年度末に比し約15万円増加している。

今後も、紀の川市及び岩出市の福祉事務所との連携を図りながら、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成21年度末で約80万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成21年度末で約32万円となっており、前年度末に比し4千円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(オ) 集中調達品の消耗品費について、物品調達書を起案した職員が納品検査を行っていた事例及び物品を受け付けた職員が発注課室の受付印の中に個人印を押印していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局建設部

(ア) 道路占用料の平成21年度決算における未収金は、116,920円であり、前年度に比し45,538円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 河川占用料の平成21年度決算における未収金は、36,952円であり、前年度に比し12,644円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

エ 紀北県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理等の努力により、平成21年度の収入率は94.2% (0.3ポイント増) であり、同年度末の収入未済額は5億3058万円と前年度末に比し、3311万円減少している。

今後も、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法 (昭和22年法律第226号) 第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(イ) 使用料及び賃借料に係る単価契約が、振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったもので適正に処理されたい。

オ 仙溪学園

手数料に係る単価契約が、振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったもので適正に処理されたい。

カ 和歌山県立那賀高等学校

学校敷地に避難場所を示す標識 (広告付き) が設置されているが、行政財産の使用許可手続がなされていないので適正に処理されたい。

キ 和歌山県立貴志川高等学校

旅行命令を取り消しているにもかかわらず誤って旅費を支出し、当該旅費を戻入処理した事例があったので適正に処理されたい。

(3) 検討事項

和歌山県立貴志川高等学校

教育財産である紀の川市貴志川町鳥居字上ノ段157-2外7筆の土地については、紀の川市道の道路敷地となっているので権原を付与する方策を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成22年10月28日及び同月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年12月21日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
伊都振興局	平成22年10月28日
和歌山県農業大学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県東京事務所	〃
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立伊都高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立紀の川高等学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃
有田振興局	平成22年10月29日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県農林水産総合技術センター	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 超過勤務手当について、計算誤りにより、7,392円が過大に支払われていたので、返還措置を講じられたい。

(イ) 県有自動車を使用した場合、和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）に基づき自動車等使用台帳に記入しなければならないが、その記入が十分でなく、使用状況が明らかでないので、車両管理者等は適正に県有自動車管理に努められたい。

(ウ) 過年度分の未登記が平成21年度末現在、1筆残っているので、引き続き早期処理に努められたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約845万円となっており、前年度末に比し約28万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のため貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

- (イ) 庁舎敷地内に設置した電柱にケーブル等が添架されているが、許可手続がなされていないので適正に処理されたい。
- (ウ) 支出負担行為を行わず前渡資金に係る支出を行っていた事例があったので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第50条に基づき適正に処理されたい。
- (エ) 委託料の支出において履行確認を行っていないものが3件あったので適正に処理されたい。
- (オ) 社印はあるが、代表者印の押印がない請求書に基づき支出命令を行っていたので適正に処理されたい。
- (カ) 前渡資金（随時）に係る支出負担行為を年度当初に一括して行い、必要時に支出命令を行い支出し、精算を行っていた事例があったので適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局建設部

- (ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成21年度末で約356万円となっており、前年度に比し約25万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 道路占用料等の平成21年度決算における未収金は、253,112円となっている。未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 集中調達物品の消耗品費で、物品調達調査を起案した職員が納品検査を行っていた。また、納品書の受付印の枠外に確認印を押印していたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立農業大学校

- (ア) 就農支援センターにおいて、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）第38条に基づく生産品に係る物品出納簿が備えられていなかったため、当該帳簿を作成の上、適正に執行されたい。
- (イ) 旅費の執行に際し、宿泊先の指定や借り上げバス利用に伴う調整等が行われていない事例があったので、適切に処理されたい。

オ 和歌山県立紀北農芸高等学校

- (ア) 集中調達外の物品の納品で、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (イ) 物品調達（水気耕栽培設備）の条件付き一般競争入札において、仕様書の内容が特定企業の設備を想起させ、また予定価格が予算額を上回っていたので適正に処理されたい。

カ 和歌山県立きのかわ支援学校

学校敷地に第3種電柱2本及びカーブミラー1基が設置されているが、行政財産の使用許可手続がなされていないので適正に処理されたい。

キ 有田振興局地域振興部

- (ア) 過年度分の未登記が平成21年度末現在、3筆残っているので、早期処理に努められたい。
- (イ) 契約金額が100万円を超える委託料の毎月の支払について、履行確認を検査調書を作成せずに行っていた。また、履行確認を行っていない支払月もあったので適正に処理されたい。

ク 有田振興局健康福祉部

- (ア) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約247万円となっており、前年度末に比し約48万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のため貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努

められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成21年度末で約1,128万円となっており、前年度末に比し約11万円減少している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成21年度末で約129万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 支出負担行為5件が、振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

(オ) 集中調達物品の消耗品費について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

ケ 有田振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成21年度末で795万円となっており、前年度に比し32万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

(イ) 道路占用料の収入未済額は、平成21年度末で213,790円となっているので、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

(ウ) 河川占用料等の収入未済額は、平成21年度末で270,546円となっているので、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

(エ) 有田川町吉原1365番地の湯浅警察署職員宿舎（1棟3戸）等が、国道424号の道路区域内に建てられており、車の通行には支障がないものの道路法（昭和27年法律第180号）に抵触している状況にあるので、早期解決に向け引き続き努力されたい。

コ 紀中県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理等の努力により、平成21年度の収入率は94.9%であり、同年度末の収入未済額は2億9,366万円と前年度末に比し、1,032万円減少している。

今後も、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続するなど、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(イ) 支出負担行為2件が、振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

サ 和歌山県立箕島高等学校

集中調達外の消耗品費の納品において、納品書に当該高校の受付印、個人印を押印されていないものが散見されたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

シ 和歌山県立有田中央高等学校

浄化槽の清掃の委託契約において、100万円超であるにもかかわらず請書で対応しており、また検査調書を作成せず履行確認で対応していたので事務処理を適正に実施されたい。

ス 和歌山県立耐久高等学校

(ア) 支出負担行為が振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったため適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令を変更しているにもかかわらず誤って旅費を支出し、当該旅費を戻入処理した事例があったので適正に処理されたい。

セ 和歌山県湯浅警察署

吉原職員宿舎が国道424号の道路区域に建てられている問題について、道路管理者とも協議しているが、解決に向け、引き続き努力されたい。

(3) 検討事項

伊都振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理となっているものが1件ある。早期処理方法を検討のうえ、適正管理に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。